「女性活躍推進」や「ワーク・ライフ・バランス推進」の取組に係る，本市の入札参加資格登録の審査時に加点対象となる取組一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 取組 | 内容 |
| 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を労働局に提出 | 常時雇用する労働者が３０１人以上の企業は，自社の女性の活躍に関する状況に関して，状況把握，課題分析を行い，①計画期間，②数値目標，③取組内容，④取組の実施時期を盛り込んだ行動計画の策定が義務付けられています（常時雇用する労働者が３００人以下の企業は努力義務）。   * 女性活躍推進法の改正により，女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の義務付け対象が，常時雇   用する労働者１０１人以上の企業に拡大されます。  （厚生労働省パンフレット）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう  <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000483386.pdf> |
| 女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主の認定（えるぼし認定）の取得 | 行動計画の届出を行い，女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業については，申請により，厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた企業は，厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。  （厚生労働省パンフレット）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう  <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000483386.pdf> |
| 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を労働局に提出 | 常時雇用する労働者が１０１人以上の企業は，労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や，子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたり，①計画期間，②目標，③目標達成のための対策及びその実施時期を盛り込んだ行動計画の策定が義務付けられています（常時雇用する労働者が１００人以下の企業は努力義務）。  （厚生労働省パンフレット）次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し，くるみん認定・プラチナくるみん認定を目指しましょう  <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/999zentai.pdf> |
| 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主の認定（くるみん認定）の取得 | 行動計画の届出を行い，その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした企業については，申請により，厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた企業は，厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。  （厚生労働省パンフレット）次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し，くるみん認定・プラチナくるみん認定を目指しましょう  <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/999zentai.pdf> |
| 宇都宮まちづくり貢献企業の認証を取得 | 「人づくり」「まちづくり」「環境」などのCSR(企業の社会的責任)活動を宇都宮市のまちづくりの重要な仕組みと位置づけ，活動に取り組む企業を，「宇都宮まちづくり貢献企業」として認証し，様々な分野での活動を支援・推奨することによって，企業・市民・行政の協働のまちづくりを行っていくことを目的としたものです。  「ワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組」が認証項目の一つとなっています。  認証項目（例示）  ・宇都宮市男女共同参画推進事業者表彰  ・従業員１００名以下の企業の一般事業主行動計画の策定・届出  ＣＳＲ宇都宮サイト  <https://www.csr-utsunomiya.net/about/ninsyou.html> |